

審査項目及び審査基準(案)

審 査 項 目			配点	係数	審 査 基 準
大項目	小項目				
申込事業者 の状況	1	申込事業者の事務遂行体制・業務実績	5点	×3	・申込事業者が企画提案事業を遂行するにふさわしい体制を有しているか ・申込事業者がこれまで企画提案内容と同種の事業を実施してきた実績は十分なものか
	2	申込事業者の財務・経営状況	5点	×2	申込事業者の総資産額，累積余剰金，経営状況は十分で，安定しているものか
活用計画及び整備計画 の内容	3	歴史的建造物の保存・登録有形文化財への申請	5点	×4	・市電の歴史を現代に伝える歴史的建造物を保存・活用するものとして，主要な構造や意匠を保存した適切な改修計画となっているか ・登録有形文化財への申請を目指すものとなっているか
	4	活用計画の実現性・安定性	5点	×3	・活用計画は，実施体制や資金計画等に基づいた，実現性の高いものであるか ・活用計画は，長期収支計画等に基づいた安定性のあるものであるか ・活用計画は，耐震に配慮し，建築関係法令等を踏まえた安全性のあるものであるか
	5	本市施策への貢献度	5点	×2	活用計画が「下京区基本計画」，「京都観光振興計画2020」，「京都文化芸術都市創生計画」等の本市の各種計画の推進に資するものであるか
	6	地域経済への貢献度	5点	×2	・活用計画が地域のにぎわいの創出，新たな雇用の創出，市内事業者の活用につながるものであるか
	7	地域との良好な関係の構築	5点	×2	活用計画が地域コミュニティの活性化等，地域との良好な関係の構築に資するものであるか
価格評価	8	売却価格の多寡	10点		売却価格に応じた評価点 (最高価格を提示した応募者の価格と，最低売却価格との比により，それぞれの応募者の点数を定める)
小 計			100点		
加算点	9	活用計画において特筆すべき事項	最高5点		活用計画において特筆すべき事項(例：都市格の向上に資するもの，環境・文化芸術・福祉等に関する一歩先を見据えた特別な創意工夫・先進的な提案など)
合 計					

※ 最高点数(ただし60点以上)を獲得した事業者を活用事業者とする。

※ 合計点数が60点未満及び各項目(項目8, 9を除く)において審査委員全員が不适当(0点)と判断した場合、また最低価格を下回る応募、故意に虚偽のある応募については、当該事業者を失格とする。

(評価の基準)

5点 非常に優れている、非常に期待できる、非常に貢献度が高い

4点 優れている、期待できる、貢献度が高い

3点 概ね妥当である、適切である、貢献する

2点 不十分な点がある、あまり期待できない、あまり貢献しない

1点 評価すべき点はなく最低条件のみ満たしている、ほとんど貢献しない